

協議資料

自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）の概要

「活力あるまちづくり支援事業補助金」とは：

- ・「自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進する」ことを目的として、市が自治協議会に交付している補助金。
- ・従来、校区の団体毎に交付していた9つの補助金を一本化し、平成16年度（自治協議会制度の開始と同時）に創設した。

<補助金の交付要件等>

(1) 必須事業（必ず実施しなければならない事業）

- ① 交通安全の推進に関する事業
- ② スポーツ・レクリエーションに関する事業
- ③ 男女共同参画推進に関する事業
- ④ 地域で子どもを育む意識を醸成し、健全育成活動や非行防止に関する事業
- ⑤ ごみ減量・リサイクル推進に関する事業
- ⑥ 集団献血に関する事業
- ⑦ 健康づくり活動に関する事業
- ⑧ 環境美化に関する事業
- ⑨ 防災に関する事業

※ 必須事業の考え方：

「現行の9つの補助金を一つにまとめたこととともない、以下の9つについては、住みよいまちづくりに最低限必要なこととして、引き続き、実施していただきますようお願いします」（地域説明資料「生き生きしたコミュニティに向けて」、平成15年11月）と説明している。

(2) 補助対象経費（補助金を交付する対象となる経費）

| 区 分 | | 内容など |
|-----------------------------|-------------|---|
| ① 事業費 | | 具体的な事業に係る経費 * |
| ② 事務費 (補助金限度額 の30%まで) | 人件費 | 事務職員雇用経費。なお、自治協議会役員（会計業務に従事する役員を除く）へは支給することができない。 |
| | 印刷費 | 資料等の印刷代等 |
| | 消耗品費 | 文房具等事務用品、書籍等 |
| | 通信・運搬費 | 郵便料金等 |
| | 備品購入費 | 書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫など）は対象外とする。 |
| 借上費 | 会場借上、備品借上経費 | |

* 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業、営利を目的とする事業、宗教・政治に関する事業、選挙活動は、補助対象事業としていない。

※ 「① 事業費」のうち、補助対象外経費

| 区 分 | 内容など |
|------------|--|
| 人件費 | 自治協議会役員等の手当 |
| 活動内容自体の委託費 | 事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託 |
| 食糧費 | ただし、事業実施のために必要な、昼食代、弁当代、茶果代、懇談費等は必要最小限の範囲で補助対象とする。 |
| その他 | その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費 |

(3) 補助金の限度額及び該当団体数

（該当団体数は平成19年度現在）

| 補助金の限度額 | | 該当団体数 | 該当団体数の内訳 | |
|----------------|-------|-------|-----------------|-----|
| 人口区分 | 上限額 | | 人口区分 | 該当数 |
| 2,000人以下 | 200万円 | 7 | 2,000人以下 | 7 |
| 2,001人～5,000人 | 240万円 | 9 | 2,001人～5,000人 | 9 |
| 5,001人～10,000人 | 270万円 | 74 | 5,001人～7,500人 | 31 |
| | | | 7,501人～10,000人 | 43 |
| 10,001人以上 | 300万円 | 59 | 10,001人～12,500人 | 29 |
| | | | 12,501人～15,000人 | 15 |
| | | | 15,001人～17,500人 | 13 |
| | | | 17,501人～20,000人 | 1 |
| | | | 20,001人以上 | 1 |